

社会福祉法人坂井来春会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人坂井来春会（以下「当法人」という。）定款第8条および第21条の規定に基づき、役員及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

(役員及び評議員の報酬)

第3条 当法人の役員等に対する報酬は、支給しないものとする。

(費用弁償)

第4条 当法人の役員等が理事長の指示又は理事会の委任を受け下記の法人業務を行う場合、それに要する費用を弁償することができる。ただし、施設長等の施設職員が役員の場合は支給しない。

理事会の出席等

評議員会の出席等

監事の監査出席等

上記以外の法人業務への出席等

2 前項の弁償できる費用は、当該業務を行うために必要な交通費で、その額は当法人の旅費規程に基づき、支払うことができる。

附則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。